

特定事業主行動計画の取組実施状況の公表及び
女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表
(令和8年5月公表)

■ 特定事業主行動計画の取組実施状況の公表

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画の取組実施状況を下記のとおり公表します。

1. 子育て目的の特別休暇の取得促進

特別休暇名称	目標値	実績
家族出産休暇	50.0%	—
育児参加休暇	50.0%	—

【説明欄】

子育て目的の特別休暇の取得要件を満たす職員がいないため、無回答とする。

2. 育児休業を取得しやすい環境の整備等（育児休業の取得推奨）

項目	目標値	実績
男性	50.0%	—
女性	100.0%	—

【説明欄】

育児休業の要件を満たす職員がいないため、無回答とする。

3. 超過勤務の縮減

項目	目標値	実績
職員の平均超過勤務時間数	15.0時間/月	5.4時間/月
毎週水曜日の定時退勤率	100.0%	100.0%

【説明欄】

--

4. 休暇の取得推進

項目	目標値	実績
職員1人当たりの年次休暇取得日数	10.0日	11.6日

【説明欄】

--

■ 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を以下のとおり公表します。

I 職員の男女の給与額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る職員段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

女性職員の勤続がなく、比較できないため、無回答とする。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0%

【説明欄】

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	0%
本庁課長補佐相当職	0%
本庁係長相当職	0%

【説明欄】

本庁部局長・次長相当職は、該当する役職がないため、無回答。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

育児休業取得要件を満たす職員が不在のため、無回答とする。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.4時間/月
内部部局等以外	—

【説明欄】

内部部局等以外の職員が不在であるため、当該項目は無回答とする。